

第6章 生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出

第1節 子育て支援の充実

現状

関連部門・関係機関が一体となって、就労しながら子育てをする家庭や就労を希望する家庭の増加に対応するため、保育所や認定こども園、放課後児童クラブの充実、子育てに不安を感じている家庭への支援、要保護児童のいる家庭の把握と相談・支援、経済的支援の充実など、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進してきました。

平成27年3月には、平成27年度から平成31年度までの5ヶ年を計画期間とする「洲本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づく多様な子育て支援事業を展開しています。近年、特に、保育所等における障害のある子どもへの特別支援、要保護児童対策（児童虐待防止）や家庭相談などに対する市民ニーズが高まっており、これらのニーズに応えられる体制整備に取り組んでいます。

今後もさらに、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、都市計画、生活環境などのあらゆる分野が連携して、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進め、本市で子どもを生み育てたいと願う人が増えるよう、地域住民が相互に支え合う子育て支援に取り組む必要があります。

[近年の取組成果]

- 母子健康包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターを専属配置
- 産後ケア事業や産前・産後サポート事業の開始
- 放課後児童クラブについて、中川原小学校区で休止中のクラブを再開し、また、第三小学校区では現クラブの定員を拡充
- 市立認定こども園の整備推進

施策方針

子どもが健やかに生まれ育つよう、関連部門、関連機関・団体が一体となった多面的な子育て支援施策を推進します。

主要施策

(1) 子育てと仕事の両立支援の推進

保育所や認定こども園、放課後児童クラブの充実を図り、子育てと仕事の両立の支援に努めます。また、多様な就労形態に対応するため、延長保育や一時預かりなどの特別保育を実施します。

(2) 母子保健対策の推進

安全で安心して子どもを産み育てられるまちづくりの推進に向け、切れ目のない支援に努めます。

(3) 援護を必要とする子育て家庭への支援

子どもたちの安全な居場所を確保するため、児童センター・児童館・放課後児童クラブなど、公共施設を活用した居場所機能の整備を図ります。

また、児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を核とする関係機関などのネットワーク及び相談体制を強化します。

(4) 地域における子育て支援の充実

本市策定の「洲本市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた子育て支援事業の充実に努めます。

(5) 子育て環境の充実

市立認定こども園の整備を進め、病後児保育の実施や子育て支援室の設置など、新たな保育ニーズへの対応を図ります。

その他、医療費の助成により、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けることができる環境の整備を図ります。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
母子健康包括支援センター相談件数（延べ件数）							
—	193	204	210	216	222	228	200
産前・産後サポート利用者数（件）							
—	48	96	97	98	99	100	130

[関連個別計画]

○洲本市子ども・子育て支援事業計画

第2節 高齢者施策の充実

現状

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、引き続き、高齢者の自立支援と要介護状態等となることの予防、地域共生社会の実現を図るとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供していくと同時に、制度の持続可能性を確保していくことが重要になっています。

本市においては、第3期～第5期に引き続き、第6期（平成27年度～平成29年度）においても、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム、さらには、認知症高齢者向けのサービス基盤等を計画的に整備し、サービスの提供体制の充実を図っているところです。

本市の高齢化率は、平成29年10月1日現在で33.9%と全国・兵庫県平均を大幅に上回り、今後もさらに高齢化の進展が予測され、非常に深刻な問題となっており、介護予防事業に加え、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する予防事業等の取組が課題となっています。

〔近年の取組成果〕

- 洲本市自立支援型地域ケア個別会議の設置
- いきいき百歳体操推進によるグループの増加（85グループ）
- 協力事業者による高齢者見守り事業
- 認知症サポーター養成講座により2,646人のサポーターを養成
- 認知症初期集中支援チームの設置・稼働
- 認知症予防健診の開始

施策方針

「地域包括ケアシステム」の深化を図るため、本市では保険者機能の強化策として、リハビリ専門職等の多職種が連携し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けたより効果的な介護予防、認知症予防の実施を目的とする「洲本市自立支援型地域ケア個別会議」を開催します。

特に介護予防事業については、いきいき百歳体操のグループ数の拡大、サポーター（世話役）の育成支援を実施し、基盤強化を図り、高齢者の健康、体力づくりの推進を強化します。

また、認知症施策については、認知症高齢者やその家族に早期の段階で関わる「認知症初期集中支援チーム」の強化に加え、認知症の進行に応じて利用できるサービス・制度・社会資源等をまとめた「すもとおレンジライフサポート」の周知と普及に努めます。

そして、認知症予防の観点から、「洲本市認知症予防健診」を住民健診、いきいき百歳体操などの集いの場で実施し、早期発見・早期支援に努めます。

地域包括ケアシステムの深化には、地域全体で高齢者を支える仕組みが求められており、その担い手となるボランティアや市民グループの育成が必要となります。地域における福祉活動拠点である社会福祉協議会への支援及び連携を通し、地域の絆や地域力の強化をめざします。

主要施策

(1) 生きがいのある長寿社会づくり

高齢者の社会参加及び就労促進に向け、シルバー人材センター、老人クラブ、ボランティアセンターとの連携を図ります。

また、子ども・高齢者・障害者など地域の住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、協力事業者による高齢者見守り支援事業の推進、民生委員・児童委員との連携、地域におけるつどいの場の拡充に努めます。

(2) 健康で元気な高齢者づくり

いきいき百歳体操のより一層の推進、リハビリ教室の充実を図り、健康づくりと介護予防を推進します。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、在宅医療と介護が一体的に提供されるよう地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

さらに、「健康すもと 21（第 2 次）計画」に基づき、生活習慣病予防や生活不活発病予防の普及啓発を継続して実施し、高齢者の自立した生活支援に努めます。

(3) 安心して暮らせるまちづくり

すもとオレンジライフサポートの普及・周知、認知症サポーター養成講座を引き続き開催するなど、認知症についての正しい知識や理解の普及啓発に努めます。

また、認知症の早期発見・早期受診につなげ、重度化を防いでいくため、認知症初期集中支援チームとの連携を強化します。

さらに、災害が起きた際に何らかの手助けを必要とする人の名簿を作成し、民生委員や自治会と共有するなど、地域ぐるみで災害に備えた支援体制の強化を図ります。

(4) 高齢者を支える体制づくり

自立支援型地域ケア個別会議の開催により、リハビリ専門職等の多職種との連携を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。

また、地域包括支援センターの機能強化及び生活支援コーディネーターの配置により、地域の保健・医療・福祉サービス等の専門機関との連携強化及び地域包括ケアシステムの深化を図ります。

さらに、民生委員・児童委員、ボランティア、市民グループ等、地域の活動団体を支援し、地域での担い手を確保及び養成を推進します。

(5) 介護保険事業の円滑な運営

今後の高齢者人口及び要介護認定者数の動向に加え、地域医療構想の動向を見ながら、地域において、安心して介護サービスが利用できるよう介護サービスの基盤整備に努めます。（現在のところ、高齢者人口は、平成 30 年をピークに減少に転じることが予測されます。また、要介護認定者数は、平成 30 年度～2022 年度にかけて、急激な増加は見込まれず、微増の状況が続くものと予測されることから、施設や居住系のサービス基盤の整備については慎重に見極める必要があります。）

また、要介護認定事務については、認定審査会への情報を正確に伝えるために認定調査票の検収を全件行い、適正な要介護認定を行います。

さらに、保険者と介護支援専門員の双方向でのケアプランの検討及び点検の実施、兵庫県洲本健康福祉事務所との連携による介護保険事業者に対する指導・監督により、介護給付の適正化を推進します。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
自立支援型地域ケア個別会議（検討件数）							
172	170	170	170	170	170	170	170
いきいき百歳体操グループ（グループ）							
80	85	90	95	100	105	110	110
リハビリ教室の利用者数（延べ件数）							
987	1,250	1,400	1,450	1,500	1,525	1,550	1,600
認知症サポーター養成講座（人）							
328	300	300	300	300	300	300	300
認定調査票の検収率（％）							
100	100	100	100	100	100	100	100

[関連個別計画]

- 洲本市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画
- 洲本市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（策定中）
- 健康すもと21（第2次）計画

第3節 障害者施策の充実

現状

本市の障害福祉施策については、洲本市障害者基本計画や洲本市障害福祉計画(第1期～第5期)に基づき取り組んできており、障害福祉サービスなどの社会資源の充実、就労機会の拡大や社会参加の促進を図るなど、一定の成果を得てきていますが、年々増加するサービス利用希望者や増大するニーズに応えられる社会資源が、まだまだ不足しているのが現状です。

このような中、障害者施策を取り巻く環境は大きく変化し、国では平成28年4月には障害者差別解消法が施行し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。また、同年5月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが求められています。

さらに、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点からも、障害児・者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制整備が求められています。

[近年の取組成果]

- 地域における総合的な相談支援体制の整備
- 障害者理解の促進に向けた広報紙への記事掲載や淡路自立支援協議会との連携による研修会・集いの開催
- すもとしコミュニケーション支援ボードの作成、配布
- 障害者移動手段確保事業の拡充

施策方針

障害のある人が自立した日常生活を営み、積極的に社会に参加できることを基本とし、日々の暮らしの中で、「つながり」「共生」「尊厳」を実感できる社会をめざして、障害のある人もない人もすべての人が当たり前なところを通わせ、理解し合える暮らしやすいまちづくりをめざします。

主要施策

(1) ライフステージに応じた一貫した支援

障害者の自立した生活と社会参加を支援するため、障害者が自分の生き方を自分で決め、地域で安心してともに暮らすことができようライフステージに応じた支援に努めます。

また、障害のある子どもに対しては、子ども・子育て施策と連携しながら、地域全体で健やかな育成に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域において自らが望む生活がおくれるよう、地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置を進めるとともに、障害者が抱えるさまざまなニーズに対応していくために、相談支援専門員をはじめとした地域の支援者間のネットワークの構築を図り、多職種協働による一体的な相談支援に努めます。

(3) 障害福祉サービスの充実

障害者の地域生活の実現とともに、施設入所者や精神障害者のさらなる地域移行や重度障害者の地域生活への支援といった多様なニーズにも対応していくため、障害福祉サービスを提供する事業者の量的拡大と障害特性に対応し得る質的向上を支援します。

(4) 地域生活への移行・定着支援の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、住まいの確保をはじめ、身近な地域における居場所づくりや障害者本人が必要としているサービスの確保、移動支援の充実及び地域での障害者理解の促進に努めます。さらに、障害者や関係者に対して地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の周知と利用促進を図ります。

(5) 障害者理解の促進

広く市民に対して障害者に関する正しい理解を促進するため、各種媒体や障害者団体などとの連携により、幅広い広報・啓発に努めます。また、学齢期からの福祉教育の実践をはじめ、地域や職場における福祉教育を推進します。

(6) 障害者の自立と社会参加の促進

働く意欲のある障害者が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう障害者本人やその家族に対して、就業・生活支援センター等の専門機関の周知を図るとともに、障害者の就労に向けた知識や能力の向上のために就労系福祉サービスの利用を促進します。

また、障害があっても生きがいのある生活がおくれるよう、スポーツ・レクリエーション及び文化活動など、障害のある人が地域で活動しやすい環境づくりに努めます。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
入所施設から地域生活への移行人数（人）（累計）							
0	0	2	3	5	6	7	10
福祉就労から一就労への移行人数（人）（累計）							
6	6	7	8	9	10	12	18

[関連個別計画]

- 洲本市障害者基本計画
- 洲本市障害福祉計画及び洲本市障害児福祉計画

第4節 地域福祉の充実

現状

多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした福祉の推進のために「洲本市地域福祉計画」（平成28年度～2020年度）を策定し、地域福祉の充実に取り組んできました。

また、地域福祉を推進する社会福祉協議会に対して支援を行い、各種ボランティア講座などを開催し、地域福祉を推進する人材の育成に取り組んできました。その他、地域で支え合うまちづくりを推進するために、社会福祉協議会の実践する小地域福祉活動を支援しました。

今後、市民が主体となった地域福祉を実現するため、各種ボランティア講座などを継続して開催するとともに、地域に暮らすさまざまな人々が抱える福祉課題を地域住民、各種団体、関係機関などがお互いに協力して解決できるようなネットワークづくりをより一層推進することが課題です。

〔近年の取組成果〕

- ボランティアの育成や福祉学習の推進、市民への意識啓発
- 地域住民、各種団体、関係機関などによるネットワークづくりの推進
- 福祉有償運送事業者支援制度の実施

施策方針

子ども・高齢者・障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、人と人とのつながりを大切にし、市全体での地域福祉体制の整備を行い、地域で支え合うまちづくりを進めます。

主要施策

（1）地域の福祉ネットワークの形成

地域の福祉課題の解決を図っていくために、地域住民、民生委員・児童委員、各種団体、関係機関などによるネットワークづくりを推進します。

また、交流の機会づくりや見守り、支え合い活動を支援します。

（2）地域福祉を支える担い手づくり

市民が主体となった地域福祉の実現のため、ボランティアの育成や福祉学習の推進、市民への意識啓発を行います。また、地域福祉を推進するために、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の実践する小地域福祉活動、地域住民によるボランティア活動への支援を行います。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
ボランティア養成講座の受講者（人）							
1,424	1,500	1,510	1,520	1,530	1,540	1,550	1,600
登録ボランティア数（団体）							
111	113	114	115	116	117	118	123
登録ボランティア数（人）							
2,523	2,540	2,545	2,550	2,555	2,560	2,565	2,590

[関連個別計画]

○洲本市地域福祉計画

第5節 健康づくり・医療体制の推進

現状

平成25年3月末策定の「健康すもと21（第2次）計画」は、平成29年度に中間評価を実施し、それに基づき、健康寿命の延伸、健康格差の解消に向け、さらに推進します。

生活習慣病予防の取組としては、「自分の健康状態や生活実態がわかり、自ら健康管理が行える」ように、生活習慣が確立する乳幼児期から高齢期まで途切れない継続した支援を行っていくとともに、特に健康への関心が低い若い世代への取組の継続と充実を図ります。健康状態や健康意識に地域や年代による格差がみられ、今後も地域・職域・医療・行政などが連携して主体的な健康づくりへの取組を支援する環境づくりを進めながら、健康格差の解消を推進します。

こころの健康づくりの取組としては、市民全体にこころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発、ゲートキーパーの人材育成等の活動を継続します。また、子どもの頃から「こころの教育」も進めます。

誰もが「生きることの包括的な支援」として保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない市」の実現をめざします。

地域医療については、一次救急（初期救急）は市直営の診療所や医師会の各医院などが対応し、二次（重症）・三次（重篤）救急は県立淡路医療センターを中心とする救急医療機関が対応するよう体制整備が図られており、両者が連携しながら地域医療にあたっています。応急診療所については、医師の派遣などにおいて地元医師会の協力をいただきながら、地域医療体制の確保に努めています。

また、小児救急において、淡路圏域の3市と3市医師会が連携して夜間と休日の診療を行い、関係機関と協力しながら医療体制の確保に努めています。

[近年の取組成果]

- 生活習慣病の重症化予防への取組として、健康診査項目にeGFR値の導入と洲本市CKD予防連携連絡票を用いた医療機関との連携（※）
- 生活習慣病予防対策推進委員会で生活習慣病予防・重症化予防を目的とした洲本市食育応援店『洲本市御食国減るsee応援店』を募集
- 自殺0（ゼロ）実現推進委員会で「洲本市“誰でも”ゲートキーパーの手引き」の作成
- 自殺0（ゼロ）実現推進委員会で「こどものこころの教育プログラム（自殺予防教育）案」の作成

（※）慢性腎臓病（CKD）は、その重症度に応じて、ステージ1からステージ5の5段階に分類されています。

その指標となるのが「推定糸球体濾過量（eGFR）」です。

これは「腎臓にどれくらいの老廃物を尿へ排泄する能力があるか」を示しており、この値が低いほど腎臓の働きが悪いということになります。

施策方針

「健康すもと21（第2次）計画」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援することにより、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、市民の健康づくりを支援するための社会環境の質の向上を図ることで、健康寿命の延伸、健康格差の縮小の実現をめざします。

また、メンタルヘルス対策を推進することで、自殺者0（ゼロ）をめざします。

さらに、市民が心身ともに健康でいきいきと活躍できるように地域医療体制の充実をめざします。

主要施策

（1）健康づくりの実践と生活習慣の改善への対策の推進

自分の健康状態を正しく認識し、生活習慣病の発症や重症化を予防していくには、定期的に健診を受け、自分の身体や生活の状態を知ることが不可欠です。そこで、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう各種健診や教室等を通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組み、「自分の健康状態や生活実態が自分でわかる」支援を引き続き行います。

また、生活習慣病の重症化予防として、洲本市医師会や、腎臓病専門医等の関係機関との予防連携の仕組みを構築し、慢性腎臓病（CKD）予防の取組を実施します。

健康診査の体制については、市民が受診しやすい内容・環境づくりをめざし、より効率的・効果的な健診の実施に努めます。

そして、健康寿命の延伸を図るため、市民、地域、行政が一体となった健康のまちづくりをめざします。

（2）健康を支え、守るための社会環境の整備

平成29年度に実施した「健康すもと21（第2次）計画」中間評価の結果をもとに、課題を整理し、生活習慣病予防対策推進委員会を基盤とし、地域との連携を図りながら、地域における食の環境づくりに取り組む活動を継続します。

（3）メンタルヘルス対策の推進

自殺0（ゼロ）実現推進委員会を基盤とし、あらゆる機会を捉えて、市民全体にこころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発、ゲートキーパーの人材育成の活動を継続します。

また、教育委員会と連携し、「子どものこころの教育プログラム（自殺予防教育）」が市内全小中学校に位置づけられるよう努めます。

平成30年度は、自殺対策基本法に基づき、誰もが「生きることの包括的な支援」として保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない市」の実現をめざして「洲本市自殺0（ゼロ）実現計画」の策定に努めます。

（4）地域医療体制の充実

一次医療機関と二次・三次医療機関の役割分担が進む中、一次医療機関としての地域医療体制の充実に取り組むとともに、継続したサービスの提供に向けて医師確保についても努めます。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
特定健診の2年間継続受診率（%）							
78.0	78.8	79.6	80.4	81.2	82.0	82.8	85.0
こころのゲートキーパーの養成数（人）							
645	358	400	500	600	600	600	600
乳児健診（4か月・10か月児）参加者数・受診率（%）							
97.7	97.8	98.0	98.5	98.6	98.7	99.0	99.5
幼児健診（1才6か月・3歳児）参加者数・受診率（%）							
94.9	95.0	95.3	95.6	95.7	95.8	96.0	96.5

[関連個別計画]

- 健康すもと21（第2次）計画
- 洲本市食育推進（第2次）計画

第6節 社会保障制度の適正な運営

現状

国では、少子高齢化等が進行する中、社会保障の充実と安定化、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成をめざし、社会保障と税の一体改革の取組が行われています。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核をなし、加入者の疾病や負傷などに対して必要な保険給付を行う医療保険として、市民の健康維持、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

平成29年3月末現在の加入状況を見ると、世帯数は7,202世帯で、被保険者数は12,048人となっています。また、平成29年3月末現在の国民健康保険加入率は、26.7%となっています。

平成20年度より各医療保険者（洲本市国保）に義務づけられた40歳以上の加入者を対象とした特定健康診査と特定保健指導の実施については、「特定健康診査等実施計画」を策定し、健診費用の無料化、未受診者対策などの受診率向上のための施策を実施し、事業の推進に取り組んできました。

国民健康保険の財政状況については、健全性を維持していますが、医療費の高額化、国民健康保険制度の構造的な問題等により、厳しい状況にあります。平成30年度からは、県が財政運営の責任者となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担う制度改革が実施されますが、市は地域における事業を引き続き、担うこととなります。

また、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度については、保険料負担の公平性の確保に努め、保険制度の安定的な運営に向け、医療費の抑制を図るほか、保険料の賦課・徴収、保険給付の適正化に取り組んできました。

生活保護の状況については、平成29年3月末現在の生活保護世帯数は395世帯、受給者数は482人となっています。

生活保護世帯の特徴として、本市はもとより、国全体においても高齢者世帯が全体の5割以上を占めており、中でも単身高齢世帯を中心に増加しています。さらに近年、就労可能な年齢でありながら失業や自然災害により、収入が得られなくなった「その他の世帯」は大きく増加しましたが、平成25年をピークに減少傾向となっています。生活保護世帯増加の大きな要因は、全国的な人口の高齢化や経済状況によるものであり、生活保護制度についても、現在、国において見直しの議論がなされており、その推移を見守り、法令に則った制度の適正な執行を心掛ける必要があります。

国民年金制度は、健全な老後の生活を維持するための重要な制度です。未加入者については、適用対策により、着実に減少しています。また、未納者については、減少傾向にありますが、未加入者ほど減少していません。未納の主な要因は、年金制度に対する理解や老後に対する準備の意識が低いことが問題であると考えられています。そのため、老後の所得補償の基盤となる公的年金制度の重要性を広く周知し、今後も日本年金機構や明石年金事務所との協力連携のもと、国民年金制度を分かりやすくお知らせしていく必要があります。

[近年の取組成果]

○年金相談を毎月開催

施策方針

国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を図り、生活保護世帯の自立促進に努めます。

また、国民年金制度への正しい理解を深めるため、日本年金機構や明石年金事務所との協力連携のもと、制度の周知・啓発を図り、国民年金の未加入者・未納者の解消に努めます。

主要施策

(1) 国民健康保険事業の適正な運営

特定健康診査・特定保健指導などの保健事業を推進し、被保険者の自主的な健康づくりを支援していくとともに、資格適用の適正化、レセプト点検の強化・充実による給付の適正化などにより医療費の抑制に努めます。

また、適正な国民健康保険税率の設定、滞納者対策の強化による国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

保険制度の安定的な運営に向け、健診受診率の向上対策に努めるとともに、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の抑制を図るほか、保険料の賦課・徴収、保険給付の適正化に努めます。

(3) 低所得者の生活援護と自立支援

今後は、保護世帯数の増加にかかわらず、保護人員を減少するよう、自立に向けた指導、支援を実施し、生活保護制度の適正な運用の実施に努めます。

また、生活保護に至る前の段階で、世帯の状況に応じて就労支援や助言などの自立支援を行い、生活困窮者自立支援制度の適正な運用に努めます。

(4) 国民年金制度の適正な運営

国民年金制度を分かりやすくお知らせしていくことにより、国民年金の未加入者の解消に努めます。

目標指標							
実績	実績見込	目 標					
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2027)
保険税収納率（％）							
合計 69.4	合計 69.9	合計 70.4	合計 70.9	合計 71.4	合計 71.9	合計 72.4	合計 74.9
現年課税分 92.9	現年課税分 93.1	現年課税分 93.4	現年課税分 93.7	現年課税分 94.0	現年課税分 94.3	現年課税分 94.6	現年課税分 96.1

滞納繰越分 14.1	滞納繰越分 14.3	滞納繰越分 14.5	滞納繰越分 14.7	滞納繰越分 14.9	滞納繰越分 15.1	滞納繰越分 15.3	滞納繰越分 16.3
生活保護世帯の自立に向けた指導・支援（％）							
1.07	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.01	0.96

[関連個別計画] ○第3期洲本市特定健康診査等実施計画